

# 当社の労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)

(派07-300545)

令和4年度労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に情報を公開いたします。

事業所 福島エヌビーエス株式会社 福島支店

住所 福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番地1

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
— 人	—	— 円	— 円	— %

※令和4年度につきましては、労働者派遣実績はございませんでした。

※賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

## 2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先(担当者:大平健一 TEL024-553-7485)

②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について、雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育訓練を実施します。

訓練種別	対象となる派遣労働者 (入職時・派遣中・待機中など)	訓練方法 (OJT・OFF-JT)	訓練費用負担額 (有償・無償)	賃金支給 (有給・無給)
ビジネスマナー基礎	入職時	O F F - J T	無償	有給
各種技術教育	派遣労働者	O F F - J T	無償	有給
情報セキュリティ基礎	派遣労働者	O F F - J T	無償	有給

## 3. 福利厚生に関する事項

◇各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)

◇年次有給休暇、産前産後・育児休業制度、介護休業制度、特別休暇

◇定時健康診断受診

## 4. 労使協定締結の有無

◇労使協定を締結している( いる ・ いない )

労使協定を締結している場合は、

\* 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲(当事業所に雇用されるすべての派遣労働者)

\* 労使協定の有効期限の終期(令和7年3月31日)